

秩父多摩甲斐国立公園
管 理 計 画 書

平成 16 年 8 月

環境省自然環境局
南関東地区自然保護事務所

| | |
|----------------------|----|
| 第4 東京管理計画区 | 26 |
| 1 管理の基本的方針 | 26 |
| (1) 保護に関する方針 | 26 |
| (2) 利用に関する方針 | 26 |
| 2 風致及び景観の管理に関する事項 | 27 |
| (1) 許可、届出等取扱方針 | 27 |
| (2) 公園事業取扱方針 | 31 |
| 3 地域の開発及び整備に関する事項 | 36 |
| (1) 自然公園施設 | 36 |
| (2) 一般公共施設 | 37 |
| 4 利用者の指導等に関する事項 | 37 |
| (1) 自然解説に関する事項 | 37 |
| (2) 利用の制限 | 37 |
| (3) 利用者の安全対策 | 37 |
| 5 地域の美化修景に関する事項 | 37 |
| (1) 美化清掃 | 37 |
| (2) 修景緑化計画 | 38 |
| 6 関係地方公共団体との連携に関する事項 | 38 |
| | |
| 第5 山梨・長野管理計画区 | 39 |
| 1 管理の基本的方針 | 39 |
| (1) 保護に関する方針 | 39 |
| (2) 利用に関する方針 | 39 |
| 2 風致及び景観の管理に関する事項 | 40 |
| (1) 許可、届出等取扱方針 | 40 |
| (2) 公園事業取扱方針 | 44 |
| 3 地域の開発及び整備に関する事項 | 48 |
| (1) 自然公園施設 | 48 |
| (2) 一般公共施設 | 48 |
| 4 利用者の指導等に関する事項 | 49 |
| (1) 自然解説に関する事項 | 49 |
| (2) 利用の制限 | 49 |
| (3) 利用者の安全対策 | 49 |
| 5 地域の美化修景に関する事項 | 49 |
| (1) 美化清掃 | 49 |
| (2) 修景緑化計画 | 49 |
| 6 関係地方公共団体との連携に関する事項 | 50 |

第 1 管理計画策定方針

1 管理計画作成方針

(1) 秩父多摩甲斐国立公園の概要

秩父多摩甲斐国立公園は、埼玉県、東京都、山梨県及び長野県の1都3県にまたがる面積126,259haの山岳公園である。

本公園は、金峰山、甲武信ヶ岳、雲取山等、標高2,000m級の山々が並ぶ山岳地帯であるが、火山が一つも見られないことに特色がある。また、荒川、多摩川、笛吹川、千曲川等の源流部であり、急峻な地形の至る所にV字谷が発達し、渓谷の美しさでも知られている。

森林は急峻な地形にもかかわらず主稜線部を中心に原生林がよく残されている。

また、首都圏に位置することから到達性が良く、稜線部からは富士山等の展望も優れているため登山、ハイキング、自然探勝等年間約1,500万人の利用者がある。

地形・地質

本公園は、関東山地の西部地域にあたる山岳地帯で、東西約70km、南北約40kmに渡る。本公園の北東部、荒川・中津川流域一帯や多摩川・秋川流域一帯には主に秩父古生層や中生代の堆積岩が分布し、金峰山、瑞牆山、昇仙峡等には花崗岩が分布している。山岳をぬって渓谷が発達し、埼玉の中津峡、東京の御岳渓谷、日原渓谷、山梨の西沢渓谷、昇仙峡等の渓谷美が見られる。

また、昇仙峡、瑞牆山、両神山を始めとする岩峰、岩壁が景観の特色であるとともに、石灰岩地帯が広がるため、日原等各地に鍾乳洞が見られる。

植生等

本公園の核心部の亜高山帯には、シラビソ、オオシラビソ、トウヒ、コメツガ等針葉樹の原生林が広がり、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林、シャクナゲの群落等自然林も広く残されている。

これらの森林にはカモシカ、クマ、シカ等の大型哺乳類を始め、ヤマネ、ネズミ類等の小型哺乳類や鳥類の生息も多く、野生動物の良好な生息地になっている。

一方、全域が林業地帯であるため、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林も広い面積を占めている。

利用の現況

本公園の利用形態は、山岳地域では、登山、ハイキング及び自然探勝、渓谷沿いでは自然探勝、キャンプ、川遊び等であり、利用期としては春から秋が多い。

利用者が多い地区には、埼玉の三峰山、東京の御岳山、山梨の昇仙峡等が挙げられる。都県別には山梨県、次いで東京都が多い。

温泉も各所に湧出しているが、大規模な観光地はない。

産業

本公園区域内の産業としては林業が中心であるが、狭小な耕作地でのワサビ、コンニャク等の栽培や、果樹等の農業、一部に石灰岩採掘等の鉱業も行われている。

また、御岳昇仙峡、三峰山、御岳山、奥多摩等では旅館、物産店が営まれている。

公園計画

昭和25年7月10日

公園区域の指定

平成12年8月10日

公園区域の変更（秩父多摩国立公園から秩父多摩甲斐国立公園に名称を変更）

都県別面積

(単位：h a)

| 埼玉県 | 東京都 | 山梨県 | 長野県 | 合計 |
|--------|--------|--------|-------|---------|
| 34,411 | 35,298 | 46,834 | 9,716 | 126,259 |
| 27.2% | 28.0% | 37.1% | 7.7% | 100% |

地種区分別面積

(単位：h a)

| 特別地域 | | | | | 普通地域 | 合計 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 特別保護地区 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 小計 | | |
| 3,791 | 9,166 | 17,930 | 25,600 | 56,487 | 69,772 | 126,259 |
| 3.0% | 7.2% | 14.2% | 20.3% | 44.7% | 55.3% | 100.0% |

土地所有別面積

(単位：h a)

| 国有地 | 公有地 | 私有地 | 合計 |
|--------|--------|--------|---------|
| 20,524 | 51,666 | 54,069 | 126,259 |
| 16.3% | 40.9% | 42.8% | 100% |

(2) 基本方針

豊かな森林と美しい渓谷は本公園の主たる指定理由であり、これを尊重し守っていくことが重要である。

本公園は、山が深く平地が少ないこと等から、大規模な観光開発が行われていない上、景観的には他の多くの国立公園と異なって火山がないこと、高山帯に属する地域が少なく豊かな森林に覆われていること等の理由により、落ち着いた風格がある。

本管理計画は、国立公園指定以後の造林地拡大や奥地への林道の延長、ダムや送電鉄塔の建設等による自然景観の変化及び地域の主産業である林業の不振や過疎化といった状況の変化を踏まえ、本公園指定の原点を尊重し、風格のある国立公園を守り育てていくために、地域の実態を的確に把握し、国立公園の保護と適正な利用の促進を図っていくことはますます重要な課題であるとの基本認識の下に、平成11年に策定されている。

その後、平成12年3月の行政手続法施行に伴って風致及び景観に関する審査基準の明確化が求められたこと、及び平成12年8月に公園計画の全般的な見直しが行われたことから、従来の管理計画の内容を必要に応じて見直すとともに文意を明確化するために、これを改定するものである。

2 管理計画区分

本公園を、位置、利用実態及び行政区分の観点から山岳部を中心とする山岳地域管理計画区、三峰山や両神山を中心とする埼玉管理計画区、多摩地域を中心とする東京管理計画区、並びに昇仙峡、西沢渓谷、大菩薩峠及び千曲川源流部を中心とする山梨・長野管理計画区の4つの管理計画区に区分する。(別図参照)

(1) 山岳地域管理計画区

埼玉県(大滝村)、山梨県(甲府市、塩山市、牧丘町、三富村、須玉町及び丹波山村)及び長野県(川上村)の主稜線沿いの特別保護地区及び特別地域、並びに東京都(奥多摩町)の主稜線沿いの特別保護地区。

なお、本計画区には三峰雲取山歩道沿線(三峰集団施設地区を除く。)、山梨県塩山市一ノ瀬周辺等(国道411号線の北側)を含む。

また、山梨県の大菩薩、黒金山・乾徳山周辺(三富村内の両山の北に位置する第3種特別地域及び両山の北に位置する第2種特別地域のうち東沢の南側を含む。)、増富温泉及び昇仙峡の特別保護地区並びに特別地域は(4)山梨・長野管理計画区とし、本計画区には含まない。

(2) 埼玉管理計画区

埼玉県(両神村及び大滝村)のうち、(1)山岳地域管理計画区を除く地区。

(3) 東京管理計画区

東京都(青梅市、あきる野市、日の出町、桧原村及び奥多摩町)のうち、(1)山岳地域管理計画区を除く地区。

(4) 山梨・長野管理計画区

山梨県(甲府市、塩山市、牧丘町、三富村、須玉町、敷島町、小菅村及び丹波山村)及び長野県(川上村)のうち、(1)山岳地域管理計画区を除く地区。

(別 図)

第 2 山岳地域管理計画区

1 管理の基本的方針

本計画区は、東京都の最高峰であり、かつ埼玉県、山梨県との県境に位置する雲取山を東端とし、山梨県の瑞牆山を西端とする東西約 40 km に及ぶ主稜線部及びその山腹である。本公園の核心部であり、全域が特別保護地区を含む特別地域に指定されている。

主稜線の標高は 1,800 m から 2,600 m 付近にあり、甲武信ヶ岳、金峰山等の著名な山々や雁坂峠、十文字峠等の峠には、昔から多くの登山者が訪れている。

稜線部はおおむね亜高山帯針葉樹林で覆われているが、稜線近くまで人工林化された場所もある。

このような状況をかんがみ、山岳景観の保全を図るとともに、安全及び適正な登山利用を推進するため、歩道、山小屋、避難小屋等の施設の整備と適正な管理を図ることとする。

(1) 保護に関する方針

ア 風致及び景観の特性並びに保全対象

本公園を特徴づける奥秩父の亜高山帯針葉樹林は標高 1,600 m 以上に分布している。標高 2,000 m 付近まではコメツガ林が広がり、金峰山から甲武信ヶ岳にかけての標高 2,000 m 以上の区域にはシラビソ及びオオシラビソ林が広範囲に分布する。これらの自然性の高い植生の地帯にはコケ類が繁茂している。さらに 2,500 m を超える金峰山頂等の限られた場所には、ハイマツ等の高山植物群落が見られる。

主稜線の山腹である標高 1,600 m 以下の地域には、荒川、多摩川源流部のブナ林等の自然林が広く分布している。

地質的には、この一帯は秩父古生層が広がり溪谷は深い V 字谷を成している。また、2,000 m 以上の山々が連なると共に、金峰山や瑞牆山等花崗岩から成る山々の特徴的な岩峰が傑出した景観を形成している。

これらの山岳、溪谷等の自然景観及び自然性の高い植生を保全対象とする。

イ 保全対象及び保全方針

| 保 全 対 象 | 保 全 方 針 |
|------------|---|
| 奥秩父主稜線及び溪谷 | 本公園を代表する山岳景観であり、学術的にも価値が高く、山岳景観及び植生の厳正な保護を図る。 |

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

山岳、森林、溪谷等の自然景観に恵まれており、登山、ハイキング、自然探勝等自然を探勝し自然に親しむことが、主要な利用形態である。山岳公園であるため、核心部の自然探勝は本格的登山となる。ルートは 4 都県のそれぞれの地域から通じており、通常 1 泊以上の宿泊を必要とする。

本計画区内の山小屋は 15 軒、約 1,500 人の収容力がある。年間利用者数は、利用者の最も多い雲取山荘で 10,000 人程度、他の山小屋は多くても 3,000 人程度であり、本計画区全体でも数万人と考えられる。

アプローチの道路整備が進んでいる金峰山や瑞牆山等はマイカー利用の日帰り登山も増加している。

今後も森林植生の保護等に留意しながら、登山等大自然とのふれあい利用を推進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

歩道については、歩道の難易度や利用者層を勘案してルートに応じた整備の水準を検討し、登山者の安全及び適正な利用を図るために必要な、施設の整備を図るとともに、

定期的にパトロールを実施する等施設の適正な管理に努める。

また、避難小屋、山小屋等について、施設の改善を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

利用者の安全対策

施設の管理者等は、歩道、避難小屋等の適切な整備と維持管理に努めるとともに、歩道の状況等を常に把握し、登山者等に対する迅速な情報提供に努める。

利用者の誘導及び規制

関係地方公共団体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発する。

2 風致及び景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域（特別保護地区を含む。）

特別地域（特別保護地区を含む。）内における各種行為に係る審査基準については、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成15年3月31日付け環自国第130号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成15年4月1日付け環自国第133号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|---|
| 各行為共通 | 残土処理方法 残土については、原則として国立公園区域外に搬出する。 ただし、普通地域内の風景の保護上支障がない場所に処理し、かつ緑化する場合には、この限りではない。 廃材処理方法 廃材については、原則として国立公園区域外に搬出する。 ただし、普通地域内の風景の保護上支障のない場所において、再商品化する等適切に処理する場合には、この限りではない。 |
| 1 工作物 (1) 建築物 | 基本方針 奇抜なデザインは用いず、風致又は景観を損なうことなく周囲の自然に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意する。 敷地の造成は、できる限り現地形をいかし、切土、埋土及び盛土を少なくするよう配慮する。 規模、水平投影外周線後退距離等 公益上必要と認められるものであっても必要最小限の規模とし、公園事業道路等に近接している場合は、極力後退するよう指導する。 デザイン、色彩及び材料 形態は単純を旨とし、次の要件に適合したものとする。 ア 屋根 形状は切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とし、勾配を10分の2以上とする。色彩は、茶色系、焦茶色系、暗灰色系又は黒色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合は、素材色も可とする。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>イ 壁面 色彩は、茶色系又は灰色系とし、周囲の風致又は景観と調和した配色とする。ただし、自然材料を用いた場合は、素材色も可とする。</p> <p>附帯施設 ア 駐車場については、風致又は景観の保護上支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 イ 小規模な車庫、倉庫等の附帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしない。やむを得ず別棟とする場合であっても、主たる建築物とデザイン、色彩、材料等の統一を図る。ただし、特殊な用途の建築物で、主たる建築物とデザイン等の統一を図ることが困難な場合はこの限りではない。 ウ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は極力残す。また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> |
| (2) 道路 | <p>基本方針 線形及び道路勾配等は安全性に配慮した上で、地形に順応するよう設計し、地形の改変を最小限に抑えたものとする。 法面や構造物の規模を抑える等、工事による造成を最小限とし、主要利用地点からの風致又は景観の保全に留意する。</p> <p>附帯施設 ア 橋梁 色彩は、焦茶色又は灰色とする。 イ トンネル トンネルの露出部分は自然石張又は自然石に模した表面仕上げとする。 ウ 交通安全施設 危険防止柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ポールの色彩は交通安全上必要な部分を除き、光沢のない焦茶色に塗装するか又は光沢のない亜鉛メッキ仕上げとする。ただし、安全対策上やむを得ずガードパイプ又はガードレールを使用する場合は、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。 カーブミラーの設置は、安全確保上必要と認められる範囲にとどめる。 エ その他 側溝は小動物の移動に支障のない形態とする。</p> <p>法面処理方法 ア 法面は原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて緑化を行う。 イ モルタル吹き付けは、風致又は景観上の支障が大きい場合、通行の安全を確保する上で緑化可能な代替工法がない場合に限るものとする。また、色彩は、周囲に調和したものとする。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>ウ ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の色彩は光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>エ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>その他 廃道敷は、舗装等構造物を撤去の上、当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより土砂災害の発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。</p> |
| (3) 電柱・アンテナ用鉄塔等 | <p>基本方針</p> <p>ア 電線路は、特別保護地区及び第1種特別地域並びに集団施設地区等主要利用拠点においては、地下埋設とする。</p> <p>イ 地上の電線路は、展望地から展望する場合の妨げにならない位置にするとともに、道路等に沿って設置する場合は、山側に設置する等道路からの展望の支障にならない位置とする。</p> <p>なお、既に風致又は景観を阻害しているものについては、建て替え時に、位置の変更又は地下埋設を行うこととする。</p> <p>ウ アンテナ用鉄塔、電柱等共架可能なものについては、極力共架とする。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>その他 風致を維持するため、広告及び看板類の掲出は認めない。</p> |
| (4) 送電鉄塔 | <p>基本方針 送電鉄塔の新設は、原則として認めない。ただし、既存送電ルートを変更する場合であって、主要利用地点や展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、山の稜線を分断しないと認められるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> |
| (5) 砂防、治山施設 | <p>基本方針 展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致又は景観に支障を与えないよう留意するものとする。</p> <p>デザイン、色彩等 公園利用者から視認される場所においては、自然石、丸太等の自然の素材を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げとする。</p> |
| (6) 自動販売機 | <p>基本方針 建築物内部に設置するよう指導する。外部に設置する場合は建築物に併設するものとし、単独設置は認めない。</p> <p>設置場所、色彩等</p> <p>ア 外部に設置する場合は、軒下で、かつ、建築物壁面より内側に埋め込む形で壁面と同一面に納まるように設置する。ただし、同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆うこと。</p> <p>イ 自動販売機の色彩は焦茶色又は建築物と同系色とする。</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| 2 木竹の伐採 | <p>基本方針</p> <p>地域の風致又は景観に配慮し、亜高山性針葉樹林等自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については保全を図る。</p> <p>主要利用拠点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、風致及び景観の維持並びに展望の確保等利用環境の保全に配慮する。</p> <p>日照を確保するための伐採は、必要最小限とする。サクラ類、シャクナゲ、モミジ類等鑑賞を目的とした種を植栽するための伐採は、自然公園としての風致を損なうため、認めない。</p> |
| 3 広告物 | <p>基本方針</p> <p>ア 目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致又は景観に支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 同一場所における乱立や異なったデザインの広告物の混在を避けるものとする。</p> <p>ウ 「のぼり」は風致又は景観上の支障が大きいため、認めない。</p> <p>エ 誘導看板の乱立を避け、統合を図る。</p> <p>材料及び色彩</p> <p>材料には木材又は石材等の自然材料を用い、地は焦茶色又は自然材料の場合は素材色とし、文字は白色又は黒色とする。</p> <p>夜間に営業する場合等照明が必要と認められる場合は、必要最小限の外部照明とする。</p> |
| 4 土地の形状変更 | <p>基本方針</p> <p>公共用ヘリポート等住民の生活上必要なもので、他の地域においてはその目的が達成できないと認められるものは、風致又は景観の維持を図る上で支障とならない範囲で認める。</p> |
| 5 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷 | <p>基本方針</p> <p>期間を定めて実施する学術研究で行うもの又は植生復元を目的として行うもの以外は認めない。</p> <p>その他</p> <p>ア 既存資料の活用等により、採取を必要最小限とする。</p> <p>イ 公園利用者の多い時期や多い地区での採取は避ける。</p> |

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 事業の種類 | | 取 扱 方 針 |
|----------|-------------------------------------|--|
| 1 道路(車道) | 中津川梓山線 秩父広瀬線 落合花魁瀬線 梓山毛木場線 | <p>基本方針</p> <p>ア 自然環境及び風致に与える影響が最小で、できる限り修景緑化が可能な路線及び工法を選定する。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に目的を達する必要最小限の休憩施設を附帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> |

| | | |
|----------|--|--|
| | | <p>附帯施設、法面処理及び残土処理方法</p> <p>ア 第2、2、(1)、1、(2)道路、第2、2、(1)各行為共通と同様とする。</p> <p>イ 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替えること。</p> |
| 2 道路(歩道) | <p>三国山十文字峠線</p> <p>白泰山線</p> <p>川又十文字峠線</p> <p>川又雁坂峠線</p> <p>白石山線</p> <p>真の沢線</p> <p>三峰雲取山線</p> <p>大日向霧凧ヶ岳線</p> <p>黒岩尾根線</p> <p>奥秩父縦走線</p> <p>日原雲取山線</p> <p>日原寺木ノドツケ線</p> <p>黒平金峰山線</p> <p>二之瀬将監峠線</p> <p>一之瀬笠取山線</p> <p>鷹見岩線</p> <p>東沢甲武信ヶ岳線</p> <p>木賊山線</p> <p>西沢国師ヶ岳線</p> <p>黒金山線</p> <p>西沢深谷線</p> <p>広瀬雁坂峠線</p> <p>広瀬雁峠線</p> <p>白沢笠取山線</p> <p>徳和国師ヶ岳線</p> <p>小川山線</p> <p>瑞牆山線</p> <p>里宮平金峰山線</p> <p>三条の瀬線</p> <p>丹波飛龍山線</p> <p>鴨沢雲取山線</p> <p>毛木場甲武信ヶ岳線</p> <p>千曲川源流線</p> <p>川端下金峰山線</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 歩道の難易度や利用者層を勘案し、ルートに応じ整備の水準を定めた上、登山者の適正な利用を図るために必要な施設を整備する。</p> <p>イ 周辺環境の保全及び歩行者の安全に配慮し、可能な限り木材、石材等の自然材料を用いて整備する。</p> <p>ウ 登山口においては、公園利用に必要な情報を提供するための施設の整備を図る。</p> <p>エ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年環境庁自然保護局)」参照)とし、適正な配置に留意する。なお、距離、時間及び標高等表示内容についても統一を図る。</p> <p>オ 雨水等による歩道の浸食、流路化及び利用によって起こりうる自然への影響(踏圧による植生破壊、土壌の流出等)を防止するために必要な整備を図るとともに、既に雨水等による浸食や利用者の踏圧等により裸地化の生じた部分については、土留め工等により土壌の安定化を図り、植生回復のために必要な整備を図る。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 危険個所の点検、草刈り等を定期的実施する。</p> <p>イ ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p> <p>ウ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は速やかに建て替えること。</p> |
| 3 園地 | 三国山 | 基本方針 |

| | | |
|---------------|---|--|
| | <p>三國峠 雁峠 大弛峠 周先ヶ原 里宮平 毛木場</p> | <p>ア 樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備を進め、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等自然とのふれあいが促進されるよう配慮する。</p> <p>イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>ウ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。）とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ 駐車場については、園地の収容力に見合った必要最小限の規模とする。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p> <p>ウ 園路、広場等の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>エ 展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>オ 遊休化した施設、老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| <p>4 宿舎</p> | <p>十文字峠 甲武信ヶ岳 雁坂峠 白岩山 雲取山 笠取山 将監峠 大弛峠 周先ヶ原 大日岩 富士見平 里宮平 三条の湯 七ツ石山 金峰山</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 山岳地域に位置することから、風致又は景観の維持に留意するとともに、周囲の自然環境の保全に十分な対策を講じる。</p> <p>イ 適正な利用を促進するため既存施設の改善を図るが、規模を大幅に拡大する建て替え及び増築は行わない。</p> <p>ウ 登山利用者に対し、安全及び快適な利用を提供する宿泊施設とする。</p> <p>エ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 周辺環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 汚物や廃棄物の処理を適切に行う。</p> |
| <p>5 避難小屋</p> | <p>柳小屋 破不山 雁峠 飛龍山</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 風致又は景観の維持に配慮し、登山者等の安全確保の観点から必要最小限の施設を整備する。</p> <p>イ トイレを整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |

| | | |
|--------------|------------------------------|---|
| <p>6 休憩所</p> | <p>霧藻ヶ峰 御室小屋</p> | <p>基本方針 ア 山岳地域に位置することから、風致又は景観の維持に留意するとともに、周囲の自然環境の保全に十分な対策を講じる。 イ 適正な利用を促進するため既存施設の改善を図るが、規模を大幅に拡大する建て替え及び増築は行わない。 ウ 登山利用者に対し、安全及び快適な利用を提供する休憩施設とする。 エ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。 デザイン、色彩、材料 第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 管理方針 ア 周辺環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。 イ 汚物や廃棄物の処理を適切に行う。</p> |
| <p>7 野営場</p> | <p>周先ヶ原 富士見平 毛木場</p> | <p>基本方針 ア 周先ヶ原については、野営場利用を通して自然にふれあう場とし、地区の特性を生かしつつ快適な利用環境を確保する。 イ 富士見平及び毛木場については、登山利用の拠点として必要最小限の整備とする。 ウ 野営場内で行われる様々な利用が円滑に行われるよう、管理棟、サイト等の施設配置に留意する。 エ 汚物や廃棄物の処理施設は、周囲の環境に影響がないよう立地の選定及び施設内容に留意する。 オ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。 カ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照）とし、利用者の動線に留意して配置する。 附帯施設 ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 イ 駐車場については、野営場の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。 管理方針 ア 場内の環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。 イ 利用規則を定め、秩序ある利用が行われるようにする。 ウ 危険個所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。 エ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| <p>8 駐車場</p> | <p>里宮平</p> | <p>基本方針 ア 瑞牆山等登山利用者のため、利用者数に見合った必要最小限の整備を図るものとする。 イ 支障木の伐採及び地形の改変は極力少なくする等の自然環境の保全に配慮するとともに、可能な限り駐車場内に緑</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>地を設ける等風致の保全のための配慮を行う。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第2、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> |
|--|--|---|

3 地域の開発及び整備に関する事項

- (1) 自然公園施設
山岳公園としての適正な利用を図るための施設整備に努めるものとする。
公園事業執行者は、事業の執行又は事業執行内容の変更に際し、必要に応じて公園利用者と接する機会の多い地元関係者の意見を聴取する等、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう努める。
利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、利用形態に合わせて再整備を図る。
- (2) 一般公共施設
地域の生活産業基盤となる道路、治山、砂防等の事業と、国立公園計画との調整を円滑に進めるために、都県の公共事業担当部局及び市町村との間で事前調整を実施する。

4 利用者の指導等に関する事項

- (1) 自然解説に関する事項
- ア 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、山小屋等の公園事業者やビジターセンターが有する自然情報を収集及び活用し、ガイドマップ等を関係機関と協力して作成し、利用者への情報提供を進めるとともに、これらに必要な体制の整備を図る。
- イ 自然観察のための解説板や案内板、ガイドブック等を備えた自然観察路の整備を関係機関と協力して進める。
- ウ 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、関係機関と協力して、自然ふれあい行事の実施を推進する。
- (2) 利用の制限
- 自然環境の保全を図りつつ適正な公園利用を進めるため、必要に応じ土地管理者及び関係機関と協力して次のような利用者の指導及び制限を行う。
- ア 野営場以外の場所での野営制限
植生の破壊、ゴミの散乱、焚火による山火事の危険等を防止する観点から野営場以外の場所での野営を行わないよう利用者の指導を行う。
- イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ防止
車両の乗り入れ等に伴う植生破壊や地形荒廃の防止及び利用者の安全確保の観点から、看板、柵等による乗り入れ防止の措置を講ずる。
- ウ 植物の保護
植物を保護するため、看板等により盗採防止について指導するとともに、柵等による歩道以外への立入防止の措置を講ずる。
- エ 河川区域内での適正な利用
河川区域内でのバーベキュー等の利用やゴミの投棄による自然環境への影響防止の観点から、焚火やゴミ持ち帰り等について適正な利用マナーの普及に努める。
- (3) 利用者の安全対策

利用地点の危険な個所においては、注意標識や安全施設を設ける等、利用者の安全確保が図られるよう関係機関と協力して管理者を指導する。

5 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

利用者に対するゴミ持ち帰りのPR強化を図り、あわせて美化清掃活動を推進することを基本とするが、次の点に留意し関係機関と協力してゴミの処理や清掃の方法の改善を進める。

ア ゴミ箱は、十分な管理及び回収が可能であり、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

イ 「自然公園クリーンデー」(毎年8月第1日曜日)の実施等により、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

ウ 車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請するとともに、ゴミの投げ捨て防止の普及啓発に努める。

(2) 修景緑化計画

ア 各種工事に当たっては、現存植生を極力保存する措置を講ずるほか、自然度が高い地域における工事や貴重な植生が存する場所においては、工事の支障となる表土及び植物は、仮置き又は仮植の上、修景緑化に活用するよう指導する。

イ 修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる。

ウ 宿舎、野営場等の利用拠点及び歩道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報を収集し、必要に応じ関係機関とともに植生復元の対策を検討する。

6 関係地方公共団体との連携に関する事項

国立公園の管理に当たっては、公園管理者である環境省及び関係都県が十分連絡及び調整を行うとともに、市町村及び各種団体と連携することが重要である。

そのために、奥多摩自然保護官事務所、関係都県及び市町村からなる「秩父多摩甲斐国立公園連絡会議」を設け、公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

第3 埼玉管理計画区

1 管理の基本的方針

本管理計画区は、両神山、中津川周辺、秩父湖及び三峰山等の荒川源流部一帯である。

両神山、中津川周辺等には自然林が残されているが、林業が盛んな地域であり、ほとんどが人工林になっている。三峰山等の神社仏閣、栃本を始めとする山村風景、秩父往還の峠道等の人文景観にも恵まれている。

公園計画では、両神山、中津峡、三峰山及び秩父湖周辺が特別地域に指定されているが、他の地域は普通地域である。

公園利用形態は、登山、社寺参詣、キャンプ、川遊び等であるが、利用者数は東京都及び山梨県に比べ少ない。

残された自然林や渓谷を保護するとともに、神社仏閣や集落と一体となった風致を維持するものとし、地域住民の生活のために必要不可欠な行為については、その必要性を考慮して風致との調和を図る。

また、本管理計画区には多くの野生動物が生息しているが、シカの食害による植物相の単純化等が見られるため、今後、野生動物の生息の実態、風致に及ぼす影響等について情報の収集に努める。

(1) 保護に関する方針

ア 風致の特性及び保全対象

両神山は鋸歯状の奇岩峰を屏風のように見せている特徴ある岩稜で、独立した山体であるため遠くからでもそれと分かり人気が高い。また、そこに生育する植物や紅葉を見るため訪れる人も多い。

中津川の中流にある中津峡は、切り立った岩壁と落葉広葉樹が調和し紅葉時期には多くの人々が訪れる。

古い歴史をもつ三峰神社や太陽寺及び秩父往還の関所であった栃本集落等の人文景観も貴重である。

これらの山岳、河川、渓谷等の自然景観とそこに分布する自然植生及び人文景観を主たる保全対象とする。

イ 保全対象及び保全方針

| 保 全 対 象 | 保 全 方 針 |
|---------|-------------------------------------|
| 両神山 | 特徴ある山体、渓谷、自然林を保護するため人為の影響を最小限にとどめる。 |
| 中津峡 | 渓谷、自然林を保護するため人為の影響を最小限にとどめる。 |
| 秩父湖周辺 | 山村集落の雰囲気を残すよう努める。 |
| 三峰山周辺 | 境内地を中心に森林の風致維持に努める。 |

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

三峰山のカタクリ生息地がシカによる食害を受けており、その対策について検討する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

山岳、森林、河川等の自然景観及び神社仏閣や山村風景等の人文景観に恵まれており、登山、ハイキング、自然探勝、キャンプ、川遊び、社寺探訪等により自然を探勝し自然に親しむことが、公園の主要な利用形態である。

三峰山へは、鉄道からバス及びロープウェーを乗り継いで到達できる。その他の場所へもバスにより到達できるものの、マイカー利用が主であって、全体としても利用者は多くない。

平成10年に雁坂トンネルが開通し、山梨県三富村と国道で結ばれ、国道140号線の改良工事も進められているため、今後、車で来訪する利用者の増加が見込まれる。

以上のような状況をかんがみ、自然環境を保全しつつ、利用の推進を図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

利用拠点となっている三峰においては、集団施設地区内の老朽化した施設について、既存施設の活用及び再整備を検討する。

両神山においては、歩道の整備、維持管理に努めるとともに、自然の紹介、公園利用に関する情報提供、植物の保護等に関する利用者指導等を行うためのビジターセンターや駐車場及びトイレ等の整備を検討する。

雁坂トンネル開通による利用ルートや利用形態の変化に対応するため、秩父湖周辺の既存施設の再整備及び滝沢ダム周辺の整備について、また、栃本園地が一層有効に活用されるような再整備について検討する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

利用者の安全対策

施設の管理者等は、歩道及び避難小屋等の適切な整備と維持管理に努めるとともに、歩道の状況等を常に把握し、登山者等に対する迅速な情報提供に努める。

利用者の誘導、規制

関係地方公共団体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発する。

2 風致の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域

特別地域内における各種行為に係る審査基準については、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第130号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成15年4月1日付け環自国第133号)において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|---|
| 各行為共通 | <p>残土処理方法 残土については、原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、普通地域内の風景の保護上支障がない場所に処理し、かつ緑化する場合には、この限りではない。</p> <p>廃材処理方法 廃材については、原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、普通地域内の風景の保護上支障のない場所において、再商品化する等適切に処理する場合には、この限りではない。</p> |
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>基本方針 奇抜なデザインは用いず、自然公園にふさわしい落ち着いた外観、意匠とする。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>敷地の造成は、できる限り現地形をいかし、切土、埋土及び盛土を少なくするよう配慮する。</p> <p>規模、水平投影外周線後退距離等 公益上必要と認められるものであっても必要最小限の規模とし、公園事業道路等に近接している場合は、極力後退するよう指導する。</p> <p>デザイン、色彩及び材料 形態は単純を旨とし、次の用件に適合したものとする。</p> <p>ア 屋根 形状は切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とし、勾配を10分の2以上とする。色彩は、茶色系、焦茶色系、暗灰色系又は黒色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合は、素材色も可とする。</p> <p>イ 壁面 色彩は、茶色系又は灰色系とし、周囲の風致と調和した配色とする。但し、自然材料を用いた場合は、素材色も可とする。</p> <p>附帯施設 ア 駐車場については、風致の保護上支障のない範囲において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 イ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は極力残す。また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> |
| (2) 道路 | <p>基本方針 線形及び道路勾配等は安全性に配慮した上で、地形に順応するよう設計し、地形の改変を最小限に抑えたものとする。 法面や構造物の規模を抑える等、工事による造成を最小限とし、主要利用地点からの風致の保全に留意する。</p> <p>附帯施設 ア 橋梁 色彩は、焦茶色又は灰色とする。</p> <p>イ トンネル トンネルの露出部分は自然石張又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>ウ 交通安全施設 危険防止柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)又はガードパイプとし、色彩は交通安全上必要な部分を除き、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。 カーブミラーの設置は、安全確保上必要と認められる範囲にとどめる。</p> <p>エ その他 側溝は小動物の移動に支障のない形態とする。</p> <p>法面の処理方法 ア 法面は原則として当該地域に生育する植物と同種の植物</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>を用いて緑化を行う。</p> <p>イ モルタル吹き付けは、風致上の支障が大きいため、通行の安全を確保する上で緑化可能な代替工法がない場合に限るものとする。また、色彩は、周囲に調和したものとする。</p> <p>ウ ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の色彩は光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>エ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>その他 廃道敷は、舗装等構造物を撤去の上、当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより土砂災害の発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。</p> |
| <p>(3) 電柱・アンテナ用鉄塔等</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 電線路は、第1種特別地域及び集団施設地区等主要利用拠点においては、地下埋設とする。</p> <p>イ 地上の電線路は、展望地から展望する場合の妨げにならない位置にするとともに、道路等に沿って設置する場合は、山側に設置する等道路からの展望の支障にならない位置とする。</p> <p>なお、既に風致を阻害しているものについては、建て替え時に、位置の変更又は地下埋設を行うこととする。</p> <p>ウ アンテナ用鉄塔、電柱等共架可能なものについては、極力共架とする。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>その他 風致を維持するため、広告及び看板類の掲出は認めない。</p> |
| <p>(4) 送電鉄塔</p> | <p>基本方針 送電鉄塔の新設は、原則として認めない。ただし、既存送電ルートを変更する場合であって、主要利用地点や展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、山の稜線を分断しないと認められるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> |
| <p>(5) 砂防、治山施設</p> | <p>基本方針 展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致に支障を与えないよう留意するものとする。</p> <p>デザイン、色彩等 公園利用者から視認される場所においては、自然石、丸太等の自然の素材を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げとする。</p> |
| <p>(6) 自動販売機</p> | <p>基本方針 建築物内部に設置するよう指導する。外部に設置する場合は建築物に併設するものとし、単独設置は認めない。</p> <p>設置場所、色彩等 外部に設置する場合は、軒下で、かつ、建築物壁面より内</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| | 側に埋め込む形で壁面と同一面に納まるように設置する。ただし、同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆うこと。 |
| 2 木竹の伐採 | <p>基本方針</p> <p>地域の風致又は景観に配慮し、亜高山性針葉樹林等自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については保全を図る。</p> <p>主要利用拠点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、風致及び景観の維持、並びに展望の確保等利用環境の保全に配慮する。</p> <p>日照を確保するための伐採は、必要最小限とする。サクラ類、シャクナゲ、モミジ類等鑑賞を目的とした種を植栽するための伐採は、自然公園としての風致を損なうため、認めない。</p> |
| 3 土石の採取 (1) 採石 | <p>基本方針</p> <p>河川砂利の採取は、展望地、利用拠点等から望見される場所を避ける。</p> |
| 3 広告物 (1) 指導標、案内板 | <p>基本方針</p> <p>目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望対象の風致に支障を与えないよう留意する。</p> <p>デザイン、色彩等</p> <p>ア 材料には、木材、石材等の自然材料を積極的に用いる。</p> <p>イ 地は焦茶色又は自然素材色、文字は白色又は黒色にする等シンプルなものとし、彩度の高い色は避け、華美にならないよう留意する。</p> |
| (2) 営業用広告物 | <p>基本方針</p> <p>ア 目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望対象の風致に支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 同一場所における乱立や異なったデザインの広告物の混在を避けるよう指導する。</p> <p>ウ 「のぼり」は風致又は景観上の支障が大きいいため、認めない。</p> <p>エ 誘導看板の乱立は避け、統合を図る。</p> <p>デザイン、色彩</p> <p>ア 商品の形を模倣した形状等特異な印象を与えるデザインのものとは認めないものとする。</p> <p>イ 彩度の高い色は避け、華美にならないものとする。</p> |
| 4 土地の形状変更 | <p>基本方針</p> <p>公共用ヘリポート等住民の生活上必要なもので、他の地域においてはその目的が達成できないと認められるものは、風致の維持を図る上で支障とならない範囲で認める。</p> |
| 5 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷 | <p>基本方針</p> <p>期間を定めて実施する学術研究で行うもの又は植生復元を目的として行うもの以外は認めない。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>その他</p> <p>ア 既存資料の活用等により、採取を必要最小限とする。</p> <p>イ 公園利用者の多い時期や多い地区での採取は避ける。</p> |
|--|--|

イ 普通地域における取扱方針

普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針により風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|---|
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>基本方針</p> <p>屋根の形状は原則として、切妻、寄棟等の勾配屋根にする。</p> |
| (2) 鉄塔 | <p>基本方針</p> <p>ア 保全対象の保全に支障がないものとする。</p> <p>イ 色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。</p> |
| 2 土石の採取 | <p>基本方針</p> <p>展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。</p> <p>採取跡地は早急に緑化する。</p> |
| 3 広告物 | <p>基本方針</p> <p>展望地及び主要道路からの風景の保護に留意する。</p> <p>蛍光塗料や点滅を伴う光源を用いる等公園利用者に必要以上に強い印象を与えないものにする。</p> |
| 4 土地の形状変更 | <p>基本方針</p> <p>展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。残土処理の場合においては、跡地を早急に緑化する。</p> |

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 事業の種類 | | 取 扱 方 針 |
|----------|--|--|
| 1 道路(車道) | <p>両神山線</p> <p>中津川八丁峠線</p> <p>中津川梓山線</p> <p>秩父広瀬線</p> <p>二瀬三峰線</p> <p>大血川三峰線</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 自然環境及び風致に与える影響が最小で、できる限り修景緑化が可能な路線及び工法を選定する。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に目的を達する必要最小限の休憩施設を附帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>附帯施設、法面処理、残土処理方法</p> <p>ア 第3、2、(1)、1、(2)道路、第3、2、(1)各行為共通と同様とする。</p> <p>イ 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | | <p>管理方針</p> <p>ア 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替えること。</p> |
| 2 道路(歩道) | <p>隼人両神山線</p> <p>白井差大峠線</p> <p>両神山縦走線</p> <p>塩沢二瀬線</p> <p>御岳山線</p> <p>白泰山線</p> <p>二瀬三峰線</p> <p>大輪三峰線</p> <p>川又十文字峠線</p> <p>川又雁坂峠線</p> <p>白石山線</p> <p>大日向霧凇ヶ峰線</p> | <p>基本方針</p> <p>道路(歩道)は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。</p> <p>ア 歩道の難易度や利用者層を勘案し、ルートに応じ整備の水準を定めた上、登山者及び自然探勝者の適正な利用を図るために必要な施設を整備する。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を附帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>ウ 必要に応じて、利用者の安全を確保するための避難小屋、柵、階段等の施設を設ける。</p> <p>エ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>オ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照)とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>カ 幅員、路面の舗装等の構造規格については、自然の現況、利用目的、利用者数等を勘案して最適なものとする。</p> <p>キ 雨水等による歩道の浸食、流路化及び利用によって起こりうる自然への影響(踏圧による植生破壊、土壌の流出等)を防止するために必要な整備を図る。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 危険個所の点検、草刈り等を定期的実施する。</p> <p>イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p> <p>ウ 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>エ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は速やかに建て替えること。</p> |
| 3 園地 | <p>日向大谷</p> <p>白井差</p> <p>広河原</p> <p>中双里</p> <p>滝沢</p> <p>栃本</p> <p>秩父湖</p> <p>大輪</p> <p>豆焼沢</p> <p>三峰</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 河川、樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備を進め、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等自然とのふれあいが促進されるよう配慮する。</p> <p>イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>ウ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照)とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> |

| | | |
|--------|-------------------|--|
| | | <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ 駐車場については、園地の収容力に見合った必要最小限の規模とする。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 危険個所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p> <p>ウ 園路、広場等の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>エ 展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>オ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| 4 宿舎 | 秩父湖 三峰 | <p>基本方針</p> <p>ア 風致の維持に留意して、造成の規模が必要最小限となるよう整備する。</p> <p>イ 自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を提供する宿泊施設とする。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 周辺環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 汚物や廃棄物の処理を適切に行う。</p> |
| 5 避難小屋 | 清滝 白泰山 四里観音 | <p>基本方針</p> <p>ア 風致の維持に配慮し、登山者等の安全確保の観点から必要最小限の施設を整備する。</p> <p>イ 老朽化した施設については、山岳関係者等各方面の意見を踏まえ、再整備を図る。</p> <p>ウ トイレを整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 6 休憩所 | 三峰 | <p>基本方針</p> <p>既存ビジターセンターについては、博物展示施設に振り替えるよう調整を図る。</p> |
| 7 駐車場 | 広河原 秩父湖 | <p>基本方針</p> <p>ア 周辺の自然探勝、風景観賞及び登山利用者のため、利用者数に見合った必要最小限の整備を図るものとする。</p> <p>イ 支障木の伐採及び地形の改変は極力少なくする等自然環境の保全に配慮するとともに、可能な限り駐車場内に緑地</p> |

| | | |
|-----------|------|---|
| | | <p>を設ける等風致の保全のための配慮を行う。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>附帯施設 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 8 索道運送施設 | 三峰山線 | <p>基本方針 風致に与える影響が大きいため、山頂駅舎は既存施設の改良又は現状規模範囲内での建て替えにとどめる。</p> <p>附帯施設 ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> |
| 9 給水施設 | 秩父湖 | <p>基本方針 ア 施設規模は給水量に応じた適正なものとする。 イ 管を埋設する等の措置を講じて風致の保護を図る。</p> <p>附帯施設 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 10 博物展示施設 | 三峰 | <p>基本方針 ア 風致の維持に留意して、施設の整備、改善及び充実を図る。 イ 博物展示施設(以下「ビジターセンター」という。)は、自然とのふれあい活動を推進する拠点となるよう整備する。 ウ ビジターセンターでは、国立公園の紹介とともに、自然とふれあうための案内及び情報提供、登山情報提供並びに適切な利用への誘導を行う。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>附帯施設 ア ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用ができるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。 イ 駐車場、公衆便所等の附帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置及び構造とする。</p> |
| 11 博物館 | 三峰 | <p>基本方針 ア 風致の維持に留意して、施設の整備、改善及び充実を図る。 イ 三峯神社に代表される奥秩父地域の歴史等に関する博物館として整備する。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |

3 地域の開発及び整備に関する事項

(1) 自然公園施設

山岳公園としての適正な利用を図るための施設整備に努めるものとする。

公園事業執行者は、事業の執行又は事業執行内容の変更に際し、必要に応じて公園利用者と接する機会の多い地元関係者の意見を聴取する等、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう努める。

利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、利用形態に合わせて再整備を図る。

(2) 一般公共施設

地域の生活産業基盤となる道路、治山、砂防等の事業と、国立公園計画との調整を円滑に進めるため、県の公共事業担当部局及び市町村との間で事前調整を実施する。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、山小屋等の公園事業者やビジターセンターが有する自然情報を収集及び活用し、ガイドマップ等を関係機関と協力して作成し、利用者への情報提供を進めるとともに、これらに必要な体制の整備を図る。

イ 自然観察のための解説板や案内板、ガイドブック等を備えた自然観察路の整備を関係機関と協力して進める。

ウ 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、関係機関と協力して、自然ふれあい行事の実施を推進する。

(2) 利用の制限

自然環境の保全を図りつつ適正な公園利用を進めるため、必要に応じ土地管理者及び関係機関と協力して次のような利用者の指導及び制限を行う。

ア 野営場以外の場所での野営制限

植生の破壊、ゴミの散乱及び焚火による山火事の危険等を防止する観点から野営場以外の場所での野営を行わないよう利用者の指導を行う。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ防止

車両の乗り入れ等に伴う植生破壊や地形荒廃の防止及び利用者の安全確保の観点から、看板、柵等による乗り入れ防止の措置を講ずる。

ウ 植物の保護

植物を保護するため、看板等により盗採防止について指導するとともに、柵等による歩道以外への立入防止の措置を講ずる。

エ 河川区域内での適正な利用

河川区域内でのバーベキュー等の利用やゴミの投棄による自然環境への影響防止の観点から、焚火やゴミ持ち帰り等について適正な利用マナーの普及に努める。

(3) 利用者の安全対策

利用地点の危険な個所においては、注意標識や安全施設を設ける等、利用者の安全確保が図られるよう関係機関と協力して管理者を指導する。

5 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

利用者に対するゴミ持ち帰りのPR強化を図り、あわせて美化清掃活動を推進することを基本とするが、次の点に留意し関係機関と協力してゴミの処理や清掃の方法の改善を進める。

ア ゴミ箱は、十分な管理及び回収が可能であり、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設

置しないものとする。

イ 「自然公園クリーンデー」(毎年8月第1日曜日)の実施等により、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

ウ 車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請するとともに、ゴミの投げ捨て防止の普及啓発に努める。

(2) 修景緑化計画

ア 各種工事に当たっては、現存植生を極力保存する措置を講ずるほか、自然度が高い地域における工事や貴重な植生が存する場所においては、工事の支障となる表土及び植物は、仮置き又は仮植の上、修景緑化に活用するよう指導する。

イ 修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる。

ウ 宿舎、野営場等の利用拠点及び歩道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報を収集し、必要に応じ関係機関とともに植生復元の対策を検討する。

6 関係地方公共団体との連携に関する事項

国立公園の管理に当たっては、公園管理者である環境省及び関係県が十分連絡・調整を行うとともに、市町村及び各種団体と連携することが重要である。

そのために、奥多摩自然保護官事務所、関係都県及び市町村からなる「秩父多摩甲斐国立公園連絡会議」を設け、公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

第 4 東京管理計画区

1 管理の基本的方針

本計画区は、東京都の最高峰雲取山 2,017m を西端とし、青梅市の梅郷を東端とする地区である。

中央部を多摩川が東流し、その南側に支流の秋川が並行して流れており、青梅市及びあきる野市の市街地の手前までが公園区域である。

全体に急峻な地形で平坦地が少なく、林業が主な産業であるため、全体的にはスギやヒノキの造林地が多いが、多摩川上流域は東京都の水源林になっており、自然林が広がっている。また、多くの野生動物が生息しているが、シカの食害による植物相の単純化等が見られるため、今後、野生動物の生息の実態、風致又は景観に及ぼす影響等について情報の収集に努める。

本計画区の中央部には、多摩川沿いに JR 青梅線と国道 411 号線が走っており、交通の便が良い。

本計画区は山岳の他にも各所に渓谷や鍾乳洞に恵まれているため、日帰りでのハイキング、釣り、キャンプ、自然探勝等の利用客が多い。昭和 32 年に完成した小河内ダムとそれに伴ってできた奥多摩湖も利用拠点の一つになっている。

さらに、山のふるさと村、都民の森、ビジターセンターや首都圏自然歩道等の自然とのふれあいを進めるための施設が整備されている。

このような状況にあって、本計画区では今後、山岳、渓谷等の自然資源の保全を図るとともに、登山利用や自然と親しむための施設の整備及び適正な管理を図ることとする。

(1) 保護に関する方針

ア 風致及び景観の特性並びに保全対象

標高はさして高くないが連なる山々とその間を流れる自然の河川や渓谷、そこに成立する森林や生育する草花等の豊かな自然に手軽に触れられることが魅力的な地区である。

また、御岳山等の神社仏閣、御岳山や数馬の伝統的家屋や山村の静かなたたずまい等人文景観も見られる。

これらの山岳、河川、渓谷とそこに成立する自然植生及び人文景観を主たる保全対象とする。

イ 保全対象の保全方針

| 保 全 対 象 | 保 全 方 針 |
|------------------|---|
| 山岳地域 | 日原川流域の落葉広葉樹林等貴重な森林の保全に努める。 主要展望地からの風致又は景観、及び主要利用道路沿線の風致の維持を図る。 |
| 多摩川、秋川及びそれら支流の渓谷 | 河川沿いに残された森林や渓谷の風致又は景観及び生態系の保全、並びに利用環境の保全に努める。 |
| 鍾乳洞、岩峰 | 学術的にも貴重な鍾乳洞、風致又は景観のポイントになっている岩峰を保護する。 |

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

御前山、御岳山等にあるカタクリ等の生育地が踏み荒らしにより破壊されることを防ぐため、柵、制札等の整備を行う。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

山岳、森林、河川、滝、鍾乳洞等の自然景観や社寺仏閣、梅林等に恵まれており、ハイキング、自然探勝、キャンプ、川遊び、社寺探訪等が主な利用形態である。

鉄道、バス又は自動車による東京都心方面からの到達性がよく、多くの利用者が来訪している。

主な利用地区は、梅郷（観梅）、御岳山、御岳渓谷、鳩ノ巣渓谷、日原鍾乳洞、奥多摩湖周辺、秋川渓谷等である。また、奥多摩氷川、御岳山、奥多摩峠沢（山のふるさと村）等にビジターセンターが設置され、自然とのふれあいについての指導を実施している。

今後とも各地の特色を生かし、自然とのふれあいの場としての利用を促進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

ハイキングや登山のための歩道は自然に親しむための基本となる施設であり、安全確保及び適正な利用を推進するため、路面の改修並びに標識の改善及び整備を推進する。

登山者の安全及び適正な利用を推進するため、避難小屋等の改善と充実を図る。

多摩川沿いの自然探勝路については、自然とのふれあいを図るとともに、車道と分離し、安全、快適な利用を推進するためにも計画的な整備を進める。

また、各所にある老朽化したトイレや駐車場、園地等を再整備し、快適な利用を推進する。

これらの施設については、定期的なパトロールや清掃により適正な維持管理に努める。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

利用者の安全対策

施設の管理者等は、歩道、避難小屋等の適切な整備と維持管理に努めるとともに、歩道の状況等を常に把握し、登山者等に対する迅速な情報提供に努める。

利用者の誘導、規制

関係地方公共団体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発する。

2 風致及び景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域（特別保護地区を含む。）

特別地域（特別保護地区を含む。）内における各種行為に係る審査基準については、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成15年3月31日付け環自国第130号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成15年4月1日付け環自国第133号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|---|
| 各行為共通 | <p>残土処理方法 残土については、原則として国立公園区域外に搬出する。 ただし、普通地域内の風景の保護上支障がない場所に処理し、かつ緑化する場合には、この限りではない。</p> <p>廃材処理方法 廃材については、原則として国立公園区域外に搬出する。 ただし、普通地域内の風景の保護上支障のない場所において、再商品化する等適切に処理する場合には、この限りではない。</p> |
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>基本方針 奇抜なデザインは用いず、自然公園にふさわしい落ち着いた</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>た外観及び意匠とする。</p> <p>敷地の造成は、できる限り現地形をいかし、切土、埋土及び盛土を少なくするよう配慮する。</p> <p>規模、水平投影外周線後退距離等</p> <p>公益上必要と認められるものであっても必要最小限の規模とし、公園事業道路等に近接している場合は、極力後退するよう指導する。</p> <p>デザイン、色彩及び材料</p> <p>形態は単純を旨とし、次の用件に適合したものとする。</p> <p>ア 屋根</p> <p>形状は切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とし、勾配を10分の2以上とする。色彩は、茶色系、焦茶色系、暗灰色系又は黒色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合は、素材色も可とする。</p> <p>イ 壁面</p> <p>色彩は、茶色系又は灰色系とし、周囲の風致又は景観と調和した配色とする。ただし、自然材料を用いた場合は、素材色も可とする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 駐車場については、風致又は景観の保護上支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とする。</p> <p>イ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>修景緑化方法</p> <p>支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は極力残す。また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> |
| <p>(2) 道路</p> | <p>基本方針</p> <p>線形及び道路勾配等は安全性に配慮した上で、地形に順応するよう設計し、地形の改変を最小限に抑えたものとする。</p> <p>法面や構造物の規模を抑える等、工事による造成を最小限とし、主要利用地点からの風致又は景観の保全に留意する。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 橋梁</p> <p>色彩は、焦茶色又は灰色とする。</p> <p>イ トンネル</p> <p>トンネルの露出部分は自然石張又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>ウ 交通安全施設</p> <p>危険防止柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)又はガードパイプとし、色彩は交通安全上必要な部分を除き、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>カーブミラーの設置は、安全確保上必要と認められる範囲にとどめる。</p> <p>エ その他</p> <p>側溝は小動物の移動に支障のない形態とする。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>法面の処理方法</p> <p>ア 法面は原則として当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて緑化を行う。</p> <p>イ モルタル吹き付けは、風致又は景観上の支障が大きいため、通行の安全を確保する上で緑化可能な代替工法がない場合に限るものとする。また、色彩は、周囲に調和したものとする。</p> <p>ウ ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の色彩は光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>エ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>その他 廃道敷は、舗装等構造物を撤去の上、当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより土砂災害の発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。</p> |
| <p>(3) 電柱・アンテナ用鉄塔等</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 電線路は、特別保護地区及び第1種特別地域並びに集団施設地区等主要利用拠点においては、地下埋設とする。</p> <p>イ 地上の電線路は、展望地から展望する場合の妨げにならない位置にするとともに、道路等に沿って設置する場合は、山側に設置する等道路からの展望の支障にならない位置とする。</p> <p>なお、既に風致又は景観を阻害しているものについては、建て替え時に、位置の変更又は地下埋設を行うこととする。</p> <p>ウ アンテナ用鉄塔、電柱等共架可能なものについては、極力共架とする。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>その他 風致を維持するため、広告及び看板類の掲出は認めない。</p> |
| <p>(4) 送電鉄塔</p> | <p>基本方針</p> <p>送電鉄塔の新設は、原則として認めない。ただし、既存送電ルートを変更する場合であって、主要利用地点や展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、山の稜線を分断しないと認められるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> |
| <p>(5) 砂防、治山施設</p> | <p>基本方針</p> <p>展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致又は景観に支障を与えないよう留意するものとする。</p> <p>デザイン、色彩等</p> <p>公園利用者から視認される場所においては、自然石、丸太等の自然の素材を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げとする。</p> |
| <p>(6) 自動販売機</p> | <p>基本方針</p> <p>建築物内部に設置するよう指導する。外部に設置する場合</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>は建築物に併設するものとし、単独設置は認めない。 設置場所、色彩等</p> <p>外部に設置する場合は、軒下で、かつ、建築物壁面より内側に埋め込む形で壁面と同一面に納まるように設置する。ただし、同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆うこと。</p> |
| 2 木竹の伐採 | <p>基本方針</p> <p>地域の風致又は景観に配慮し、亜高山性針葉樹林等自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については保全を図る。</p> <p>主要利用拠点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、風致及び景観の維持並びに展望の確保等利用環境の保全に配慮する。</p> <p>日照を確保するための伐採は、必要最小限とする。サクラ類、シャクナゲ、モミジ類等鑑賞を目的とした種を植栽するための伐採は、自然公園としての風致を損なうため、認めない。</p> |
| 3 土石の採取 (1) 採石 | <p>基本方針</p> <p>河川砂利の採取は、展望地、利用拠点等から望見される場所を避ける。</p> |
| 3 広告物 (1) 指導標、案内板 | <p>基本方針</p> <p>目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致又は景観に支障を与えないよう留意する。</p> <p>デザイン及び色彩等</p> <p>ア 材料には、木材又は石材等の自然材料を積極的に用いる。</p> <p>イ 地は焦茶色又は自然素材色、文字は白色又は黒色にする等シンプルなものとし、彩度の高い色は避け、華美にならないよう留意する。</p> |
| (2) 営業用広告物 | <p>基本方針</p> <p>ア 目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望対象の風致に支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 同一場所における乱立や異なったデザインの広告物の混在を避けるよう指導する。</p> <p>ウ 「のぼり」は風致又は景観上の支障が大きいため、認めない。</p> <p>エ 誘導看板の乱立は避け、統合を図る。</p> <p>デザイン、色彩</p> <p>ア 商品の形を模倣した形状等特異な印象を与えるデザインのものとは認めないものとする。</p> <p>イ 彩度の高い色は避け、華美にならないものとする。</p> |
| 4 土地の形状変更 | <p>基本方針</p> <p>公共用ヘリポート等住民の生活上必要なもので、他の地域においてはその目的が達成できないと認められるものは、風致又は景観の維持を図る上で支障とならない範囲で認める。</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| 5 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷 | <p>基本方針 期間を定めて実施する学術研究で行うもの又は植生復元を目的として行うもの以外は認めない。</p> <p>その他 ア 既存資料の活用等により、採取を必要最小限とする。 イ 公園利用者の多い時期や多い地区での採取は避ける。</p> |
|-------------------------------|--|

イ 普通地域における取扱方針

普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針により風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|---|
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>基本方針 屋根の形状は原則として、切妻、寄棟等の勾配屋根にする。</p> |
| (2) 鉄塔 | <p>基本方針 ア 保全対象の保全に支障がないものとする。 イ 色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。</p> |
| 2 土石の採取 | <p>基本方針 展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。 採取跡地は早急に緑化する。</p> |
| 3 広告物 | <p>基本方針 展望地及び主要道路からの風景の保護に留意する。 蛍光塗料や点滅を伴う光源を用いる等公園利用者に必要以上に強い印象を与えないものにする。</p> |
| 4 土地の形状変更 | <p>基本方針 展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。残土処理の場合においては、跡地を早急に緑化する。</p> |

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 事業の種類 | | 取 扱 方 針 |
|----------|---|---|
| 1 道路(車道) | <p>御岳滝本線 青梅塩山線 多摩川南岸線 十里木義沢線 十里木小河内線 肝要三ツ沢線</p> | <p>基本方針 ア 自然環境及び風致に与える影響が最小で、できる限り修景緑化が可能な路線及び工法を選定する。 イ 沿道の興味地点については、適所に目的を達する必要最小限の休憩施設を付帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>付帯施設、法面処理及び残土処理方法</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | 大沢神戸線 本宿日向平線 上川乗小岩線 川井大丹波線 氷川日原線 坂本峰谷線 川野小菅線 | <p>ア 第4、2、(1)、1、(2)道路、第4、2、(1)各行為共通と同様とする。</p> <p>イ 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替えること。</p> |
| 2 道路(歩道) | 軍畑岩菅石山線 吉野日の出山線 吉野水川線 御岳山三頭山線 軍道大岳山線 三ツ沢日の出山線 日向平水久保沢線 宮ヶ谷戸御前山線 数馬三頭山線 数馬浅間嶺線 苗吹嶺奇山線 首都圏自然歩道線 川苔山天目山線 日原西谷山線 天祖山線 川苔山線 日原雲取山線 日原宇木ノドツケ線 日原七ツ石山線 川苔谷線 小丹波川苔山線 鳩ノ巣御岳山線 丹三郎御岳山線 氷川川苔山線 氷川鷹ノ巣山線 氷川鏡山線 境御前山線 峰谷鷹ノ巣山線 水根六ツ石山線 水根御前山線 奥多摩湖南岸線 奥多摩湖鷹ノ巣山線 奥多摩湖三頭山線 輪沢鞆口峠線 | <p>基本方針</p> <p>道路(歩道)は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。</p> <p>ア 歩道の難易度や利用者層を勘案し、ルートに応じ整備の水準を定めた上、登山者及び自然探勝者の適正な利用を図るために必要な施設を整備する。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を附帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>ウ 必要に応じて、利用者の安全を確保するための避難小屋、柵、階段等の施設を設ける。</p> <p>エ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>オ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。)とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>カ 幅員、路面の舗装等の構造規格については、自然の現況、利用目的、利用者数等を勘案して最適なものとする。</p> <p>キ 雨水等による歩道の浸食、流路化及び利用によって起こりうる自然への影響(踏圧による植生破壊、土壌の流出等)を防止するために必要な整備を図る。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 危険個所の点検、草刈り等を定期的実施する。</p> <p>イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p> <p>ウ 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>エ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は速やかに建て替えること。</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| <p>3 広場</p> | <p>滝本 上養沢 数馬 日原 大丹波</p> | <p>基本方針 ア 歩道の起終点及び鉄道の発着地であることを生かした整備を進め、周辺の自然探勝、散策、風景鑑賞等自然とのふれあいが促進されるよう配慮する。 イ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。）とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>附帯施設 ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 イ 駐車場については、広場の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針 ア 危険個所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。 イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。 ウ 園路、広場等の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。 エ 展望地等については、展望の確保に留意する。 オ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| <p>4 園地</p> | <p>軍畑 御岳 梅郷 御岳山 御岳長尾平 長岳 日の出山 大岳山 神戸 馬頭刈山 三頭山 弘沢の滝 浅間嶺 倉沢谷 日原鍾乳洞 日原大沢 鳩ノ巣 白丸 登計 小河内ダム 大麦代 梅沢谷 坂本 奥多摩岫沢</p> | <p>基本方針 ア 河川、樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備を進め、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等自然とのふれあいが促進されるよう配慮する。 イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。 ウ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。）とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>附帯施設 ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 イ 駐車場については、園地の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針 ア 危険個所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。 イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。 ウ 園路、広場等の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> |

| | | |
|--------|---|--|
| | | <p>エ 展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>オ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| 5 宿舎 | <p>御岳山 養沢鍾乳洞 長岳 日の出山 大岳山 五十人平 鳩ノ巣</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 風致の維持に留意して、造成の規模が必要最小限となるよう整備する。</p> <p>イ 特に徒歩によらなければ到達できない山地にあるものについては、周囲の自然環境の保全に十分な対策を講じるとともに、適正な利用を促進するため既存施設の改善を図るが、規模を大幅に拡大する建て替え及び増築は行わない。</p> <p>ウ 自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を提供する宿泊施設とする。</p> <p>エ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩、材料 第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 周辺環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 汚物や廃棄物の処理を適切に行う。</p> |
| 6 避難小屋 | <p>鏡山 三頭山 酉谷山 一杯水 雲取山 鷹ノ巣山 御前山</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 風致又は景観の維持に配慮し、登山者等の安全確保の観点から必要最小限の施設を整備する。</p> <p>イ 老朽化した施設については、山岳関係者等各方面の意見を踏まえ、再整備を図る。</p> <p>ウ トイレを整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩及び材料 第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 7 案内所 | <p>御岳</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 風景の維持に留意して、造成の規模が必要最小限となるよう整備する。</p> <p>イ 鉄道駅に近い立地を活かして、自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、リアルタイムの総合的な情報提供を行う施設として整備する。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩及び材料 第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 8 野営場 | <p>長岳 神戸 大丹波 梅沢 氷川 奥多摩岫沢</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 野営場利用を通して、自然探勝、自然観察、川遊び等自然にふれあう場として整備を進める。</p> <p>イ 整備に当たっては、地区の特性を生かしつつ快適な利用環境を確保する。</p> <p>ウ 野営場内で行われる様々な利用が円滑に行われるよう、管理棟、サイト等の施設配置に留意する。</p> <p>エ 汚物や廃棄物処理施設は、周囲の環境に影響がないよう立地の選定及び施設内容に留意する。</p> |

| | | |
|------------------|------------------------------------|---|
| | | <p>オ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>カ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照）とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ 駐車場については、野営場の収容力に見合った必要最小限の規模とする。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 場内の環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 利用規則を定め、秩序ある利用が行われるようにする。</p> <p>ウ 危険個所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>エ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| 9 運動場 | 長岳 | <p>基本方針</p> <p>ア 風致の維持に留意して、造成の規模が必要最小限となるよう整備する。</p> <p>イ 秋川渓谷に近い立地をいかして、自然にふれあう場となるよう整備する。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>附帯施設</p> <p>建築物のデザイン、色彩及び材料は、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 周辺環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 汚物や廃棄物の処理を適切に行う。</p> |
| 10 駐車場 | 射山溪 滝本 十里木 峰谷 川野 留浦 | <p>基本方針</p> <p>ア 周辺の自然探勝、風景観賞及び登山利用者のため、利用者数に見合った必要最小限の整備を図るものとする。</p> <p>イ 支障木の伐採及び地形の改変は極力少なくする等の自然環境の保全に配慮するとともに、可能な限り駐車場内に緑地を設ける等風致の保全のための配慮を行う。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> |
| 11 鉄道運送施設、索道運送施設 | 御岳山線 御岳富士峰線 | <p>基本方針</p> <p>風致に与える影響が大きいため、山頂駅舎は既存施設の改良又は現状規模範囲内での建て替えにとどめる。</p> <p>附帯施設</p> |

| | | |
|---------------|---------------------------------|---|
| | | <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> |
| 1 2 給水施設、排水施設 | 奥多摩岫沢 | <p>基本方針</p> <p>ア 施設規模は給水量及び排水処理量に応じた適正なものとする。</p> <p>イ 管を埋設する等の措置を講じて風致の保護を図る。</p> <p>附帯施設</p> <p>建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 1 3 公衆浴場 | 氷川 | <p>基本方針</p> <p>ア 氷川渓谷沿いに立地することから、風致の維持に留意して、造成及び施設の規模が必要最小限となるよう整備する。</p> <p>イ 適正な利用を促進するため既存施設の改善を図るが、規模を大幅に拡大する建て替え及び増築は行わない。</p> <p>ウ 利用者に対し、快適な利用を提供する施設とする。</p> <p>エ 自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩及び材料</p> <p>第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 1 4 博物展示施設 | 御岳山 長岳 三頭山 氷川 奥多摩岫沢 | <p>基本方針</p> <p>ア 風致の維持に留意して、施設の整備、改善及び充実を図る。</p> <p>イ 自然とのふれあい活動を推進するため、利用者が到達容易な立地を活かして、自然解説活動の拠点として、かつ利用のための情報発信の場として整備する。</p> <p>ウ 国立公園の紹介とともに、自然とふれあうための案内及び情報提供並びに登山情報提供及び適切な利用への誘導を行う。</p> <p>デザイン、色彩及び材料</p> <p>第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用ができるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。</p> <p>イ 駐車場、公衆便所等の附帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置及び構造とする。</p> |

3 地域の開発及び整備に関する事項

(1) 自然公園施設

山岳公園としての適正な利用を図るための施設整備に努めるものとする。

公園事業執行者は、事業の執行又は事業執行内容の変更に際し、必要に応じて公園利用者と接する機会の多い地元関係者の意見を聴取する等、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう努める。

利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、利用形態に合わせて再整備を図る。

(2) 一般公共施設

地域の生活産業基盤となる道路、治山、砂防等の事業と、国立公園計画との調整を円滑に進めるために、都の公共事業担当部局及び市町村との間で事前調整を実施する。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、山小屋等の公園事業者やビジターセンターが有する自然情報を収集及び活用し、ガイドマップ等を関係機関と協力して作成し、利用者への情報提供を進めるとともに、これらに必要な体制の整備を図る。
- イ 自然観察のための解説板や案内板、ガイドブック等を備えた自然観察路の整備を関係機関と協力して進める。
- ウ 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、関係機関と協力して、自然ふれあい行事の実施を推進する。

(2) 利用の制限

自然環境の保全を図りつつ適正な公園利用を進めるため、必要に応じ土地管理者及び関係機関と協力して次のような利用者の指導及び制限を行う。

ア 野営場以外の場所での野営制限

植生の破壊、ゴミの散乱、焚火による山火事の危険等を防止する観点から野営場以外の場所での野営を行わないよう利用者の指導を行う。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ防止

車両の乗り入れ等に伴う植生破壊や地形荒廃の防止及び利用者の安全確保の観点から、看板、柵等による乗り入れ防止の措置を講ずる。

ウ 植物の保護

植物を保護するため、看板等により盗採防止について指導するとともに、柵等による歩道以外への立入防止の措置を講ずる。

エ 河川区域内での適正な利用

河川区域内でのバーベキュー等の利用やゴミの投棄による自然環境への影響防止の観点から、焚火やゴミ持ち帰り等について適正な利用マナーの普及に努める。

(3) 利用者の安全対策

利用地点の危険な個所においては、注意標識や安全施設を設ける等、利用者の安全確保が図られるよう関係機関と協力して管理者を指導する。

5 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

利用者に対するゴミ持ち帰りのPR強化を図り、あわせて美化清掃活動を推進することを基本とするが、次の点に留意し関係機関と協力してゴミの処理や清掃の方法の改善を進める。

ア ゴミ箱は、十分な管理、回収が可能であり、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

イ 「自然公園クリーンデー」(毎年8月第1日曜日)の実施等により、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

ウ 車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請するとともに、ゴミの投げ捨て防止の普及啓発に努める。

(2) 修景緑化計画

ア 各種工事に当たっては、現存植生を極力保存する措置を講ずるほか、自然度が高い地

- 域における工事や貴重な植生が存する場所においては、工事の支障となる表土及び植物は、仮置き又は仮植の上、修景緑化に活用するよう指導する。
- イ 修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる。
 - ウ 宿舎、野営場等の利用拠点及び歩道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報を収集し、必要に応じ関係機関とともに植生復元の対策を検討する。

6 関係地方公共団体との連携に関する事項

国立公園の管理に当たっては、公園管理者である環境省及び関係都が十分連絡及び調整を行うとともに、市町村及び各種団体と連携することが重要である。

そのために、奥多摩自然保護官事務所、関係都県及び市町村からなる「秩父多摩甲斐国立公園連絡会議」を設け、公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

第5 山梨・長野管理計画区

1 管理の基本的方針

本管理計画区は、山梨県と長野県のうち山岳地域計画区の区域を除いた区域である。

この区域には、御岳昇仙峡、増富温泉、西沢渓谷や乾徳山、大菩薩峠及び多摩川源流部の丹波・小菅地区が含まれる。また、長野県側は千曲川源流部が含まれる。

各地域でそれぞれ特色ある景観を有し、利用形態も多様である。

御岳昇仙峡は、国の特別名勝にも指定されている名勝地で、本公園で最も利用者が多く、年間500万人に及ぶ。

増富温泉地区は歴史のある温泉場で、瑞牆山や金峰山の登山基地でもある。

西沢渓谷及びその周辺は、渓谷の探勝、ハイキング等の利用が多いが、雁坂トンネルの開通により、利用者数がさらに増加すると思われる。

大菩薩峠地区は、昔からハイキングの適地として首都圏からの利用者が多いところである。

丹波・小菅地区は、渓谷が素晴らしくキャンプ等の利用が多い。

長野県の千曲川源流部は、渓谷の探勝、キャンプ、ハイキング等に加えて、山岳地域の登山の基地として利用されている。

今後は、残された自然資源の保全に努めるとともに、地区の特性を生かし、自然とのふれあいを推進する利用の増加を図る。

(1) 保護に関する方針

ア 風致及び景観の特性及び保全対象

富士川の支流である笛吹川や荒川、多摩川及び千曲川の源流部一帯に広がる森林、渓谷、滝や岩壁からなる景観に特色がある。

御岳昇仙峡、西沢渓谷、丹波・小菅渓谷等の渓谷は特に新緑と紅葉時期が見所である。

御岳昇仙峡は、特に利用者が多い地区であり、利用環境の保全に努める。

雁坂トンネル開通により、国道140号線により埼玉県側からの利用者が増加すると予想されるので、道路沿線の風致維持に努める。

これらの山岳、河川、渓谷とそこに成立する自然植生を主たる保全対象とする。

イ 保全対象の保全方針

| 保 全 対 象 | 保 全 方 針 |
|------------|--|
| 御岳昇仙峡 | 岩峰とアカマツ林、渓谷からなる優れた景観を厳正に保護する。また、利用拠点の風致又は景観の維持を図る。 |
| 増富温泉と本谷川周辺 | 渓谷と自然林を保護するとともに温泉場としての風致維持に努める。 |
| 西沢渓谷とその周辺 | 渓谷を保護するとともに、施設のデザイン等に配慮し、地区全体の風致維持に努める。 |
| 大菩薩峠周辺 | 山小屋、休憩施設及び歩道の整備に当たって風致又は景観の維持に努める。 |
| 丹波・小菅渓谷 | 渓谷と落葉広葉樹林の保全に努める。 |
| 千曲川源流部 | 渓谷と落葉広葉樹林の保全に努める。 |

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

自然探勝や観光利用が多い御岳昇仙峡、温泉利用や自然探勝の利用が多い増富温泉、溪谷の探勝、ハイキング等の利用が多い西沢溪谷、ハイキングの利用が多い大菩薩峠周辺、キャンプや川遊び、ハイキング等多摩川流域の東京管理計画区と似た利用が多い丹波・小菅地区等各地区によって様々な利用がされている。

これらの地区は著名な温泉場や観光地を有し、首都圏からの交通の便も良いことから多くの利用者がある。

長野県の千曲川源流部は山梨県側と比して利用者は多くないが、山岳地域へのアプローチが良いため登山に利用されている。

今後は、残された自然資源の保全に努めるとともに、地区の特性を生かした利用を促進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

ハイキングや登山のための歩道は自然に親しむための基本となる施設であり、今後も路面の改修、指導標、解説板、避難小屋の整備等を推進する。

自然とのふれあいを進めるため、ビジターセンターの整備について検討する。

利用者が多い御岳昇仙峡、増富温泉、西沢溪谷等においては、駐車場、園地、トイレ等を整備し快適な利用を推進する。施設整備が遅れている丹波・小菅地区や施設の老朽化が見られる大菩薩峠地区についても整備を進める。雁坂トンネル開通による利用ルートや利用形態の変化に対応した施設整備を進める。

これらの施設については、定期的なパトロールや清掃により適正な維持管理に努める。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

利用者の安全対策

施設の管理者等は、歩道、避難小屋等の適切な整備と維持管理に努めるとともに、歩道の状況等を常に把握し、登山者等に対する迅速な情報提供に努める。

利用者の誘導、規制

関係地方公共団体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発する。

2 風致及び景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域（特別保護地区を含む。）

特別地域（特別保護地区を含む。）内における各種行為に係る審査基準については、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成15年3月31日付け環自国第130号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成15年4月1日付け環自国第133号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|-------|---|
| 各行為共通 | <p>残土処理方法 残土については、原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、普通地域内の風景の保護上支障がない場所に処理し、かつ緑化する場合には、この限りではない。</p> <p>廃材処理方法 廃材については、原則として国立公園区域外に搬出する。ただし、普通地域内の風景の保護上支障のない場所において、再商品化する等適切に処理する場合には、この限りではない。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>1 工作物 (1) 建築物</p> | <p>基本方針 奇抜なデザインは用いず、自然公園にふさわしい落ち着いた外観及び意匠とする。 敷地の造成は、できる限り現地形をいかし、切土、埋土及び盛土を少なくするよう配慮する。 規模、水平投影外周線後退距離等 公益上必要と認められるものであっても必要最小限の規模とし、公園事業道路等に近接している場合は、極力後退するよう指導する。 デザイン、色彩及び材料 形態は単純を旨とし、次の用件に適合したものとする。 ア 屋根 形状は切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とし、勾配を10分の2以上とする。色彩は、茶色系、焦茶色系、暗灰色系又は黒色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合は、素材色も可とする。 イ 壁面 色彩は、茶色系又は灰色系とし、周囲の風致又は景観と調和した配色とする。ただし、自然材料を用いた場合は、素材色も可とする。 附帯施設 ア 駐車場については、風致又は景観の保護上支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 イ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は極力残す。また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> |
| <p>(2) 道路</p> | <p>基本方針 線形、道路勾配等は安全性に配慮した上で、地形に順応するように設計し、地形の改変を最小限に抑えたものとする。 法面や構造物の規模を抑える等、工事による造成を最小限とし、主要利用地点からの風致又は景観の保全に留意する。 附帯施設 ア 橋梁 色彩は、焦茶色又は灰色とする。 イ トンネル トンネルの露出部分は自然石張又は自然石に模した表面仕上げとする。 ウ 交通安全施設 危険防止柵は原則としてガードケーブル(ガードロープ)又はガードパイプとし、色彩は交通安全上必要な部分を除き、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。やむを得ずガードレールを使用する場合は、光沢のない焦茶色に塗装するか又は亜鉛メッキ仕上げとする。 カーブミラーの設置は、安全確保上必要と認められる範</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>囲にとどめる。</p> <p>エ その他 側溝は小動物の移動に支障のない形態とする。</p> <p>法面の処理方法</p> <p>ア 法面は原則として当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて緑化を行う。</p> <p>イ モルタル吹き付けは、風致又は景観上の支障が大きいため、通行の安全を確保する上で緑化可能な代替工法がない場合に限るものとする。また、色彩は、周囲に調和したものとする。</p> <p>ウ ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の色彩は光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>エ 擁壁を公園利用者から視認される場所に設置する場合は、原則として自然石を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。</p> <p>その他 廃道敷は、舗装等構造物を撤去の上、当該地域に生育する植物と同種の植物を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより土砂災害の発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。</p> |
| <p>(3) 電柱・アンテナ用鉄塔等</p> | <p>基本方針</p> <p>ア 電線路は、特別保護地区及び第1種特別地域並びに集団施設地区等主要利用拠点においては、地下埋設とする。</p> <p>イ 地上の電線路は、展望地から展望する場合の妨げにならない位置にするとともに、道路等に沿って設置する場合は、山側に設置する等道路からの展望の支障にならない位置とする。</p> <p>なお、既に風致又は景観を阻害しているものについては、建て替え時に、位置の変更又は地下埋設を行うこととする。</p> <p>ウ アンテナ用鉄塔、電柱等共架可能なものについては、極力共架とする。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> <p>その他 風致を維持するため、広告及び看板類の掲出は認めない。</p> |
| <p>(4) 送電鉄塔</p> | <p>基本方針 送電鉄塔の新設は、原則として認めない。ただし、既存送電ルートを変更する場合であって、主要利用地点や展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、山の稜線を分断しないと認められるものにあつてはこの限りではない。</p> <p>色彩 光沢のない焦茶色又は灰色とする。</p> |
| <p>(5) 砂防、治山施設</p> | <p>基本方針 展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致又は景観に支障を与えないよう留意するものとする。</p> <p>デザイン、色彩等 公園利用者から視認される場所においては、自然石、丸太等の自然の素材を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げとする。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>(6) 自動販売機</p> | <p>基本方針 建築物内部に設置するよう指導する。外部に設置する場合は建築物に併設するものとし、単独設置は認めない。 設置場所、色彩等 外部に設置する場合は、軒下で、かつ、建築物壁面より内側に埋め込む形で壁面と同一面に納まるように設置する。ただし、同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆うこと。</p> |
| <p>2 木竹の伐採</p> | <p>基本方針 地域の風致又は景観に配慮し、亜高山性針葉樹林等自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については保全を図る。 主要利用拠点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、風致及び景観の維持、並びに展望の確保等利用環境の保全に配慮する。 日照を確保するための伐採は、必要最小限とする。サクラ類、シャクナゲ、モミジ類等鑑賞を目的とした種を植栽するための伐採は、自然公園としての風致を損なうため、認めない。</p> |
| <p>3 土石の採取 (1) 採石</p> | <p>基本方針 河川砂利の採取は、展望地、利用拠点等から望見される場所を避ける。</p> |
| <p>3 広告物 (1) 指導標、案内板</p> | <p>基本方針 目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望の対象の風致又は景観に支障を与えないよう留意する。 デザイン、色彩等 ア 材料には、木材又は石材等の自然材料を積極的に用いる。 イ 地は焦茶色又は自然素材色、文字は白色又は黒色にする等シンプルなものとし、彩度の高い色は避け、華美にならないよう留意する。</p> |
| <p>(2) 営業用広告物</p> | <p>基本方針 ア 目的を達成する範囲で必要最小限とし、展望地からの展望を妨げたり、展望対象の風致に支障を与えないよう留意する。 イ 同一場所における乱立や異なったデザインの広告物の混在を避けるよう指導する。 ウ 「のぼり」は風致又は景観上の支障が大きいため、認めない。 エ 誘導看板の乱立は避け、統合を図る。 デザイン、色彩 ア 商品の形を模倣した形状等特異な印象を与えるデザインのものとは認めないものとする。 イ 彩度の高い色は避け、華美にならないものとする。</p> |
| <p>4 土地の形状変更</p> | <p>基本方針</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>公共用ヘリポート等住民の生活上必要なもので、他の地域においてはその目的が達成できないと認められるものは、風致又は景観の維持を図る上で支障とならない範囲で認める。</p> |
| 5 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷 | <p>基本方針 期間を定めて実施する学術研究で行うもの又は植生復元を目的として行うもの以外は認めない。 その他 ア 既存資料の活用等により、採取を必要最小限とする。 イ 公園利用者の多い時期や多い地区での採取は避ける。</p> |

イ 普通地域における取扱方針

普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針により風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

| 行為の種類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|---|
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>基本方針 屋根の形状は原則として、切妻、寄棟等の勾配屋根にする。</p> |
| (2) 鉄塔 | <p>基本方針 ア 保全対象の保全に支障がないものとする。 イ 色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。</p> |
| 2 土石の採取 | <p>基本方針 展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。 採取跡地は早急に緑化する。</p> |
| 3 広告物 | <p>基本方針 展望地及び主要道路からの風景の保護に留意する。 蛍光塗料や点滅を伴う光源を用いる等公園利用者が必要以上に強い印象を与えないものにする。</p> |
| 4 土地の形状変更 | <p>基本方針 展望地及び主要道路からの風景の保護に支障のないものにする。残土処理の場合においては、跡地を早急に緑化する。</p> |

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日付け環自国第131号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 事業の種類 | | 取 扱 方 針 |
|----------|--|--|
| 1 道路(車道) | <p>中津川梓山線 秩父広瀬線 青梅塩山線 川野小菅線</p> | <p>基本方針 ア 自然環境及び風致に与える影響が最小で、できる限り修景緑化が可能な路線及び工法を選定する。 イ 沿道の興味地点については、適所に目的を達する必要最</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | 甲府増富線 御岳昇仙峽線 和田峠天神森線 落合花魁淵線 黒森本谷川線 梓山毛木場線 | <p>小限の休憩施設を附帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>附帯施設、法面処理、残土処理方法</p> <p>ア 第5、2、(1)、1、(2)道路、第5、2、(1)各行為共通と同様とする。</p> <p>イ 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替えること。</p> |
| 2 道路(歩道) | 落合大菩薩峠線 鶏冠山線 裂石大菩薩峠線 木賊山線 西沢国師ヶ岳線 黒金山線 西沢溪谷線 広瀬雁坂峠線 広瀬雁峠線 白沢笠取山線 乾徳山線 徳和溪谷線 徳和国師ヶ岳線 長瀬パノラマ台線 増富温泉線 小菅大菩薩峠線 田元大菩薩峠線 丹波飛龍山線 丹波大菩薩峠線 鴨沢雲取山線 | <p>基本方針</p> <p>道路(歩道)は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。</p> <p>ア 歩道の難易度や利用者層を勘案し、ルートに応じ整備の水準を定めた上、登山者及び自然探勝者の適正な利用を図るために必要な施設を整備する。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を附帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>ウ 必要に応じて、利用者の安全を確保するための避難小屋、柵、階段等の施設を設ける。</p> <p>エ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>オ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン(「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。)とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>カ 幅員、路面の舗装等の構造規格については、自然の現況、利用目的、利用者数等を勘案して最適なものとする。</p> <p>キ 雨水等による歩道の浸食、流路化及び利用によって起こりうる自然への影響(踏圧による植生破壊、土壌の流出等)を防止するために必要な整備を図る。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第3、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 危険個所の点検、草刈り等を定期的実施する。</p> <p>イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。</p> <p>ウ 路傍展望地等については、展望の確保に留意する。</p> <p>エ 指導標、案内板等は、表示面の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は速やかに建て替えること。</p> |
| 3 園地 | 金楼 御岳昇仙峽 白山 | <p>基本方針</p> <p>ア 河川、樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備を進め、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等自然</p> |

| | | |
|--------|---|---|
| | 柳沢峠 大菩薩峠 広瀬 青笹川 パノラマ台 羅漢寺 増富 桂平 三条橋 | とのふれあいが促進されるよう配慮する。 イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。 ウ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。）とし、利用者の動線に留意して配置する。 附帯施設 ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 イ 駐車場については、園地の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。 管理方針 ア 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。 イ ゴミ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPRに努める。 ウ 園路、広場等の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。 エ 展望地等については、展望の確保に留意する。 オ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。 |
| 4 宿舎 | 金楼 御岳昇仙峡 大菩薩峠 西沢溪谷 広瀬 増富 | 基本方針 ア 風致又は景観の維持に留意して、造成の規模が必要最小限となるよう整備する。 イ 自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を提供する宿泊施設とする。 ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。 デザイン、色彩及び材料 第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 管理方針 ア 周辺環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。 イ 汚物や廃棄物の処理を適切に行う。 |
| 5 避難小屋 | 牛首 | 基本方針 ア 風致又は景観の維持に配慮し、登山者等の安全確保の観点から必要最小限の施設を整備する。 イ 老朽化した施設については、山岳関係者等各方面の意見を踏まえ、再整備を図る。 ウ トイレを整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。 デザイン、色彩及び材料 第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 |
| 6 休憩所 | 千石 広瀬 | 基本方針 ア 風致の維持に留意して、造成の規模が必要最小限となるよう整備する。 |

| | | |
|-------|-----------------|---|
| | | <p>イ 自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を提供する休憩施設とする。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>デザイン、色彩及び材料 第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 7 野営場 | 三之瀬 藤尾 広瀬 | <p>基本方針</p> <p>ア 山之瀬については、登山利用の拠点として整備するとともに、野営場利用を通して自然探勝等自然にふれあう場となるよう整備を進める。</p> <p>イ 藤尾及び広瀬については、野営場利用を通して、自然探勝、自然観察及び川遊び等自然にふれあう場となるよう整備を進める。</p> <p>ウ 整備に当たっては、地区の特性を生かしつつ、快適な利用環境を確保する。</p> <p>エ 野営場内で行われる様々な利用が円滑に行われるよう、管理棟、サイト等の施設配置に留意する。</p> <p>オ 汚物や廃棄物処理施設は、周囲の環境に影響がないよう立地の選定及び施設内容に留意する。</p> <p>カ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>キ 利用形態に合わせて標識類の整備を図る。標識類は乱立を避け統一したデザイン（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(平成9年 環境庁自然保護局)」参照。）とし、利用者の動線に留意して配置する。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第4、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ 駐車場については、野営場の収容力に見合った必要最小限の規模とする。</p> <p>ウ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> <p>管理方針</p> <p>ア 場内の環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 利用規則を定め、秩序ある利用が行われるようにする。</p> <p>ウ 危険個所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>エ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> |
| 8 駐車場 | 天神森 広瀬 増富 | <p>基本方針</p> <p>ア 周辺の自然探勝、風景観賞及び登山利用者のため、利用者数に見合った必要最小限の整備を図るものとする。</p> <p>イ 支障木の伐採及び地形の改変は極力少なくする等自然環境の保全に配慮するとともに、可能な限り駐車場内に緑地を設ける等風致の保全のための配慮を行う。</p> <p>附帯施設</p> <p>ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> |

| | | |
|---------------|--------|---|
| 9 索道運送 施設 | 御岳昇仙峽線 | <p>基本方針 風致に与える影響が大きいため、山頂駅舎は既存施設の改良又は現状規模範囲内での建て替えにとどめる。</p> <p>附帯施設 ア 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。 イ トイレ等排水を伴う施設を整備する場合は、自然環境への影響が少ない排水処理方法とする。</p> |
| 10 給水施設 | 広瀬 | <p>基本方針 ア 施設規模は給水量に応じた適正なものとする。 イ 管を埋設する等の措置を講じて風致の保護を図る。</p> <p>附帯施設 建築物のデザイン、色彩及び材料については、第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> |
| 11 博物展示 施設 | 広瀬 | <p>基本方針 ア 風致の維持に留意して、施設の整備、改善及び充実に図る。 イ 自然とのふれあい活動を推進する拠点となるよう整備する。 ウ 国立公園の紹介とともに、自然とふれあうための案内及び情報提供並びに登山情報提供及び適切な利用への誘導を行う。</p> <p>デザイン、色彩及び材料 第5、2、(1)、1、(1)建築物と同様とする。</p> <p>附帯施設 ア ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用ができるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。 イ 駐車場、公衆便所等の附帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置、構造とする。</p> |

3 地域の開発及び整備に関する事項

(1) 自然公園施設

山岳公園としての適正な利用を図るための施設整備に努めるものとする。
公園事業執行者は、事業の執行又は事業執行内容の変更に際し、必要に応じて公園利用者と接する機会の多い地元関係者の意見を聴取する等、効果的かつ円滑な事業が実施できるよう努める。
利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、利用形態に合わせて再整備を図る。

(2) 一般公共施設

地域の生活産業基盤となる道路、治山、砂防等の事業と、国立公園計画との調整を円滑に進めるために、県の公共事業担当部局及び市町村との間で事前調整を実施する。
治山及び砂防施設の工法については、公園利用者から視認される場所においては、原則として、自然石、丸太等の自然の素材を使用するか、又は自然材料の材質、色調等を模した材料若しくは表面仕上げにより施工する。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、山小屋等の公園事業者やビジターセンターが有する自然情報を収集及び活用し、ガイドマップ等を関係機関と協力して作成し、利用者への情報提供を進めるとともに、これらに必要な体制の整備を図る。
- イ 自然観察のための解説板や案内板、ガイドブック等を備えた自然観察路の整備を関係機関と協力して進める。
- ウ 国立公園の自然、保護及び利用に対する理解を促進するため、関係機関と協力して、自然ふれあい行事の実施を推進する。

(2) 利用の制限

自然環境の保全を図りつつ適正な公園利用を進めるため、必要に応じ土地管理者及び関係機関と協力して次のような利用者の指導及び制限を行う。

ア 野営場以外の場所での野営制限

植生の破壊、ゴミの散乱、焚火による山火事の危険等を防止する観点から野営場以外の場所での野営を行わないよう利用者の指導を行う。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ防止

車両の乗り入れ等に伴う植生破壊や地形荒廃の防止及び利用者の安全確保の観点から、看板、柵等による乗り入れ防止の措置を講ずる。

ウ 植物の保護

植物を保護するため、看板等により盗採防止について指導するとともに、柵等による歩道以外への立入防止の措置を講ずる。

エ 河川区域内での適正な利用

河川区域内でのバーベキュー等の利用やゴミの投棄による自然環境への影響防止の観点から、焚火やゴミ持ち帰り等について適正な利用マナーの普及に努める。

(3) 利用者の安全対策

利用地点の危険な個所においては、注意標識や安全施設を設ける等、利用者の安全確保が図られるよう関係機関と協力して管理者を指導する。

5 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

利用者に対するゴミ持ち帰りのPR強化を図り、あわせて美化清掃活動を推進することを基本とするが、次の点に留意し関係機関と協力してゴミの処理や清掃の方法の改善を進める。

ア ゴミ箱は、十分な管理及び回収が可能であり、かつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

イ 「自然公園クリーンデー」(毎年8月第1日曜日)の実施等により、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

ウ 車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう各管理者に要請するとともに、ゴミの投げ捨て防止の普及啓発に努める。

(2) 修景緑化計画

ア 各種工事に当たっては、現存植生を極力保存する措置を講ずるほか、自然度が高い地域における工事や貴重な植生が存する場所においては、工事の支障となる表土及び植物は、仮置き又は仮植の上、修景緑化に活用するよう指導する。

イ 修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる。

ウ 宿舎、野営場等の利用拠点及び歩道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報を収集し、必要に応じ関係機関とともに植生復元の対策を検討する。

6 関係地方公共団体との連携に関する事項

国立公園の管理に当たっては、公園管理者である環境省及び関係県が十分連絡及び調整を行うとともに、市町村及び各種団体と連携することが重要である。

そのために、奥多摩自然保護官事務所、関係都県及び市町村からなる「秩父多摩甲斐国立公園連絡会議」を設け、公園管理業務について連絡調整を行うものとする。